

＜検討にあたっての基本的な考え方＞

- 前回の事務局案は、3本の柱ごとに、科目名と時間数を振り分けていましたが、今回の事務局案では、1から15までの「座学・講義」と、16から18までの「子ども家庭総合演習」とを完全に分けてしまっています。
 どちらのやり方がいいのか、議論が必要です。私の意見としては、講義と演習を完全に分けるのではなく、一つの科目の中に講義と演習を組み合わせることによって経験的に学べるものと思います。
- 延々と講義をオンデマンドで視聴するのは、あまり効果的でないように思います。例えば、講義をオンデマンドで視聴するにしても、その直後に、視聴した内容についてグループワークを行うなど演習を組み合わせる方が効果的です。

1 「1. 子ども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること」の内容について

- 「1. 子ども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること」は最重要な部分であるにもかかわらず、事務局案では、「1. 子どもの権利擁護」と「16. 子ども家庭総合演習Ⅰ（SW専門職）」の中に含まれていますが、その中身となるものが抽象的にしか書かれていませんし、時間数も合計10.5時間と短縮されています。

なお、前回の議論では、「1. 子ども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること」については20時間程度ということでコンセンサスが得られていたと思います。今一度、WGとして、「1. 子ども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること」ためにあるべき講義・演習の時間数、形態、具体的な内容について議論が必要です。

- 科目の内容と時間数については、2回目3回目の事務局案と藤林案を下記に示します。第3回の事務局案は、3本の柱ごとの時間数の記載がありませんので、手計算で示しております。数え間違いがありましたら、ご指摘ください。

事務局案（第2回） 20時間程度	藤林案 20時間	事務局案（第3回）
①子どもの権利擁護	①子どもの権利擁護 4.5	1. 子どもの権利擁護 1.5
②子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の理念や役割	②子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の理念や役割 4.5	16. 子ども家庭総合演習Ⅰ（SW専門職）9

③児童福祉施設等における子どもとの関係	③代替養育と子どもの権利 3	
④倫理原則	④倫理原則 1.5	
⑤子ども家庭ソーシャルワークの理論と展開	⑤子ども家庭ソーシャルワークの理論と展開 3	
⑥スーパービジョン	⑥スーパービジョンの必要性和意義 2時間	
⑦自己研鑽	⑦プロフェッショナルリズムと自己研鑽 1.5時間	

2 「2 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解」についての内容について

- この柱立ての趣旨は、子どもの理解と、保護者や家族も含めた養育環境の理解が重要な項目ですが、事務局案は、法制度の説明が多くを占めており、第2回 WG に提出された案よりも、かなり変質しています。この研修の対象者をどの範囲にするのかに関わるかもしれませんが、法制度については、それぞれの機関において学んでいることを前提に、縮小するべきです。
- 法制度以上に不足しているのは、前回の意見書でも示したように「子どもの成長発達、障害、性」「虐待の長期的影響」「保護者家族の理解」「社会的養護」です。子ども家庭ソーシャルワークにおいて、子どもと保護者家族の理解は必要不可欠です。
- なお、私は、精神保健の専門家と自認するものですが、事務局案で示されている「15精神保健の課題と支援」における「到達目標」と「想定される教育内容の例示」は、児童福祉現場に必要とされているものとはかけ離れています。
- 「17. 子ども家庭総合演習Ⅱ」で、「2 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解について」の演習に18時間と多くの時間を占めています。前述したように、演習と講義を完全に分けるのがいいかどうか議論が必要です。
- 科目の内容と時間数については、2回目3回目の事務局案と藤林案を下記に示します。ここも時間数の記載がありませんので、手計算で示しております。数え間違いがありましたら、ご指摘ください。

事務局案（第2回）40時間程度	藤林案 40時間	事務局案（第3回）43.5時間
①子どもの成長発達の理解	①子どもの成長発達の理解 3	7. 子どもの発達と心理 1.5
②障害理解と発達支援	②障害理解と発達支援、種々	

	の行動障害 4	
③子どもと性	③子どもと性 3	
④子ども虐待の理解と対応	④子ども虐待の理解 3	2. 児童福祉とソーシャルワーカー 1 (子どもへの虐待の理解、組織対応) 1.5
⑤子ども虐待による子どもの心への影響	⑤子ども虐待や逆境体験による子どもの成長発達への影響、成人期にわたる影響 3	
⑥予防的支援と措置後の支援		
⑦子ども家庭に関わる法制度	⑦子ども家庭に関わる法制度と保健・医療の制度 6	8. 児童・家庭福祉 6 1 1. ひとり親家庭に対する支援 1.5 1 2. 少年法に係る児童への支援 1.5 1 4. 貧困に対する支援 1.5 保育 1.5 1 3. 教育 3
⑧保護者・家族の理解	⑧保護者・家族の理解 ⑨家族システムの理解	
⑨家族システムの理解	9	
⑩社会的養護に係る制度の理解	⑩社会的養護の理解 9	9. 社会的養育の理念と社会的養護を必要とする児童に対する支援 1.5 1 0. 社会的養護を必要とする児童等への自立支援 1.5
⑪子ども・家族に関わる保健医療	(私案では⑦に含む)	6. 母子保健と小児医療の基礎と多職種連携 1.5 1 5. 精神保健の課題と支援 3
		1 7. 子ども家庭総合演習Ⅱ (知識や技術を生かした支援) 18

- 3 「3 子どもや家庭への支援や介入の方法を理解・実践できること」について
- 前回の意見書で述べましたように、既存の講習・研修では時間が足りないため、十分にスキルを身に付けることができないまま、児童福祉司や子ども家庭支援員、ファミリーソーシャルワーカーとして従事しています。理論や知識だけでなく、実践できるスキルを演習や実習を通して、身に付けるような内容とすべきです。
 - 今回の事務局案は、個別の科目案がなく、大きな括りを示しているのみです。WGの成果物として、科目案を示さなくてもいいのかどうか、議論が必要です。
 - なお、「意思決定支援」という用語は、児童福祉領域ではあまり使用されていません。この研修カリキュラムで使用する理由は何でしょうか？
 - 科目の内容と時間数については、2回目3回目の事務局案と藤林案を下記に示します。ここも、時間数の記載がありませんので、手計算で示しております。数え間違いがありましたら、ご指摘ください。

事務局案（第3回）40 時間程度	藤林案（第2回）40 時間程度	事務局案（第3回）43.5
①コミュニケーション		
②子どもとの面接・家族面接に関する技術	ソリューションフォーカストアプローチ、子どもとの面接 保護者・家族との面接 14	3. 児童福祉とソーシャルワーカー2（児童や家庭への相談支援等）1.5
③子どもの意思決定支援		4. 児童福祉とソーシャルワーカー3（子どもの意思決定支援とアドボカシー）1.5
④子ども家庭支援のためのケースマネジメント	子ども家庭支援のためのケースマネジメント 5	18. 子ども家庭総合演習Ⅲ（支援の方法の活用）36
⑤子どもの権利擁護の推進		
⑥子ども虐待対応	危機介入アプローチ 7	5. 児童虐待とソーシャルワーク（子どもの安全確保を目的とした対応）4.5
⑦心身障害を持つ保護者理解		
⑧組織における危機管理	組織における危機管理 2	
⑨関係機関カンファレンス	多職種多機関協働、関係機関との連携・協働と在宅支援、コーディネート技術	
⑩関係機関との連携・協働と在宅支援		
⑪ネットワークの構築	12	

